

令和6年度住民税非課税世帯のみなさまへ

令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する
 重点支援給付金のお知らせ

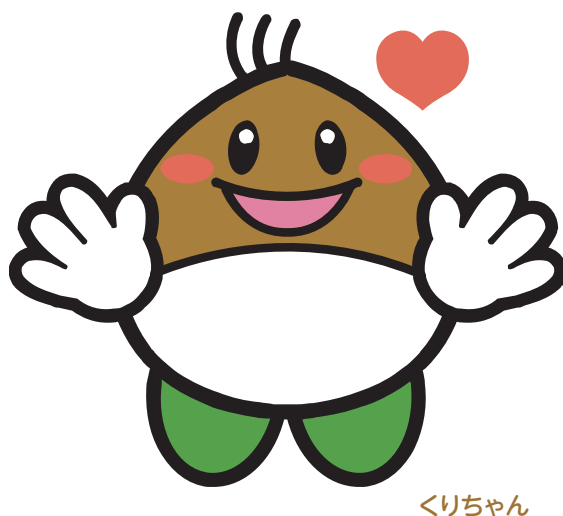
物価高騰の負担感が大きい世帯の負担を軽減するために、令和6年度住民税非課税世帯に1世帯あたり3万円を支給します。

支給対象の世帯

基準日(令和6年12月13日)時点で栗東市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯

以下の人は対象外

- 住民税課税の方に扶養されている人
- 令和 6 年 1 月 2 日以降に海外から転入した人
- 租税条約による免除の適用を受けている人



給付金を受け取るためには？

栗東市から
「支給のお知らせ」が届いた世帯

原則、手続き不要です。

- 手続き不要で、「支給のお知らせ」に記載の口座にお振り込みします。
 - 振込日は令和7年5月下旬頃を予定しています。
- ※口座変更や辞退を希望する場合は、令和7年4月25日（金）必着で「支給のお知らせ」にしたがって手続きしてください。

栗東市から
「支給要件確認書」が届いた世帯

受給には手続きが必要です。

- 確認書が届き次第、必要事項を記入し、裏面に本人確認書類と口座確認書類の写し等を添付して返送してください。
- 市が確認書を受理して、およそ4週間後に、指定の口座にお振り込みします。

申請期限:令和7年7月31日(木)必着

よくある質問は裏面へ

▶「支給のお知らせ」「支給要件確認書」共通

Q1 給付金の案内はどこに送付されるのか。

基準日（令和 6 年 12 月 13 日）時点の住民基本台帳上の世帯主に送付しています。

Q2 振込み時に通帳にどのように記載がされるのか。

「リットウシジユウテンシエンキユウフキン」と記載されます（表示文字数制限ある場合は途中まで）。

Q3 令和 6 年度の課税状況は、いつの所得額で決まるのか。

令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日の所得額によって決まります。

Q4 世帯主本人が亡くなったがどうしたら良いか。

新しい世帯主による手続きが必要な場合があります。届出（申請）期限までに下記へご連絡ください。

▶「支給のお知らせ」が届いた人

Q1 「支給のお知らせ」に記載のある口座は？

過去の給付金で登録のあった口座か、公金受取口座として登録のある口座です。

Q2 届出期間を過ぎたが、口座を変更したい。

届出期限後の口座変更や辞退は受付できません。

口座凍結等により振込不能となった場合は、改めてご連絡いたします。

Q3 返信用封筒が入っていないが、提出しなくて良いのか。

「支給のお知らせ」は、口座に変更がない人は手続き不要です。

口座変更や、辞退を希望する人、要件を満たさない人のみ提出してください。

なお、「支給のお知らせ」は手続き不要の人が多数であると考え、返信用封筒を同封していませんので、ご了承ください。※「確認書」が届いた人は、全員返送が必要です。

▶「支給要件確認書」が届いた人

Q1 給付金を受け取るには、確認書を提出しないとイケないのか。

はい。必要事項を記入し、裏面に本人確認書類と口座確認書類等を貼り付けて返送してください。

Q2 振込口座がネット銀行の場合、口座確認書類はどうしたらいいですか。

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）が全て分かる画面を印刷して、添付してください。



給付金をかたった詐欺にご注意ください！

市の職員等が直接、通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などのかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃ 9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

二次元コードからアクセスできます▶

栗東市 社会福祉課「重点支援給付金」窓口

TEL：077-551-0285 FAX：077-553-3678

受付時間 平日 8：30～17：00

